

4. 高齢者等と協働した移動支援事業効率化の取組み（千葉県印西市）

■地域生活支援事業の移動支援事業の概要

印西市の地域生活支援事業における移動支援事業の概要は、移動支援事業と視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業の2種類があり、その概要は図表1のとおりである。

移動支援事業の範囲としては、宿泊を除けば、社会生活上必要不可欠なもの、余暇活動いずれも認めているが、通勤・通学、通年を要するものについては認めていない。

①移動支援事業

移動支援事業の利用者は、月20人程度で、その内容は、主に土日に映画を観て食事して帰ってくる、プールに通うといった使い方である。後述する、ふれあいバスや外出支援サービスが公共サービスの申請等をカバーしており、移動支援事業は余暇活動という棲み分けが行われている。余暇活動を家族でなくヘルパーが支援することで、社会勉強となる要素も大きい。

利用料は原則1割負担である。

利用時間は、1日8時間以内で、1月あたりの上限は決めていない。上限については、支援費当時から、財政的に特に問題がなかったため、設けていない。現在、一番利用している利用者で、30時間/月の利用があるが、平均は8～15時間/月である。

②視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業

視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業は、これまで市の単独事業として実施してきたもので、今回地域生活支援事業の創設に伴い、制度に組み込んで継続することとした。

これまでの経緯もあり利用料は無料である。

ガイドヘルパーの養成は今のところ県又は民間の講習会に委ねている。

■他課所管の移動関連サービスの活用

印西市には、地域生活支援事業の移動支援事業以外の障害者の移動支援に関する施策として、企画財政部企画政策課所管の「ふれあいバス」と、健康福祉部 介護福祉課所管の「外出支援サービス」がある。

印西市では、障害者の人数に限られており、単独施策としては効率的な展開が望めないため、他の所管課の事業に抱き合わせる形で効率的・効果的な事業展開を行っている。

①ふれあいバスの利用料無料化

「ふれあいバス」は、市内4ルート（東・中・西・南）を月～土曜日（運休日：日曜日、国民の祝日、振替休日及び12月29日～1月3日）に運行する循環バスである。これは、平成10年に始まった事業で、通常の利用には均一料金100円/回がかかる。

平成15年2月にふれあいバス検討委員会から、障害者手帳を持っている人は利用料を無料にしてはどうかという提言があったため、印西市と委託会社が協定を結び、平成15年8月から障害者の利用料無料が実現した。

1日平均300人の利用者のうち、障害者の利用は10人で、主な利用目的は、主に市内地域活動支援センターへの通所、市役所への手続き等である。

③外出支援サービスへの相乗り

「外出支援サービス」は、市内に居住し住所を有する、介助なしで公共交通機関（電車・バス・タクシー）を利用することが困難な人に、移送サービスを提供するサービスで、対象者は、65歳以上の要介護認定者、身体障害者手帳所持者、その他、前者と同等と判断された人である。

移送できる場所は、医療機関、市役所など市の施設、在宅福祉サービスを提供する施設、その他、市が必要と認めた場所で、範囲は印西市内と近隣市町村で片道概ね20km以内である。

利用時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで（土日・祝日・12月29日から1月3日は除く）で、一人週1回までの利用とされている。

利用者負担は以下のとおりである。

- ・基本料金：1回1,000円（2時間まで）
- ・迎車料金：1回500円
- ・超過料金：30分ごと400円（30分未満は切り上げ）

・運行料金・・・1km当たり30円

※支払は降車時に直接運転手へ。

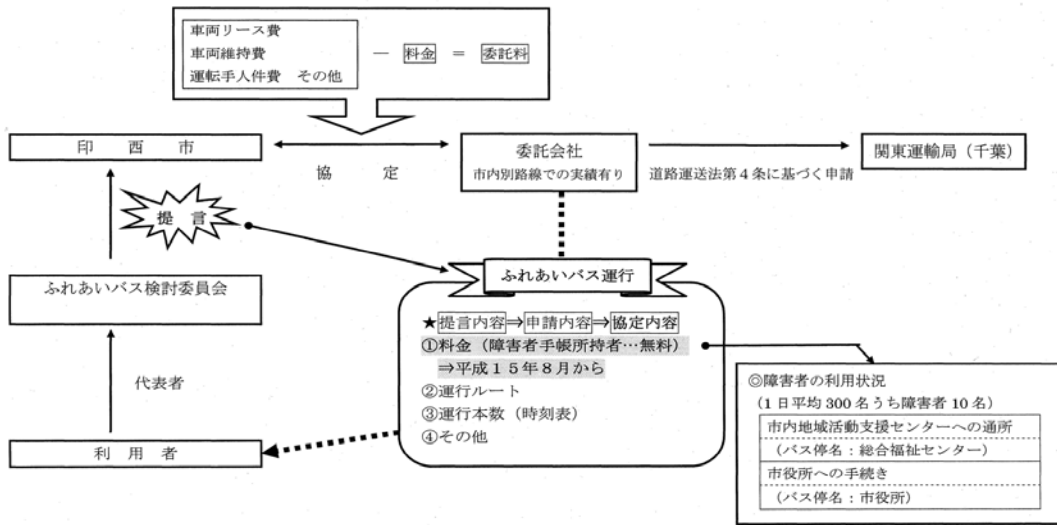
利用の登録者は80人（うち障害者9人）で、実際の利用は月20人、ほとんどが高齢者の病院への送迎である。車両は、車椅子用軽ワゴン1台、軽自動車3台（うち1台は回転シートつき）で、運転者25人である。

委託事業者への委託料は、車両リース費、車両維持費、運転手人件費から利用者負担額を引いた額を精算する方式をとっている。

図表 1 地域生活支援事業における移動支援事業の概要

	目的	事業内容	対象者	利用時間等	自己負担額
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。	移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出支援及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援。	障害者等であって、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた者。	原則1日あたり8時間以内（宿泊不可）	原則1割負担。基準としては以下のとおり 30分未満：230円 30分～1時間：400円 1～1.5時間：580円 1.5～2時間：650円 2～2.5時間：730円 2.5～3時間：800円 3時間以上：870円に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに70円を加算。
視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業	外出及び社会参加が困難な視覚障害者に対し、ガイドヘルパーを派遣することにより視覚障害者の社会参加等を促進し、もって視覚障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。	公的機関又は医療機関に赴く等社会生活上外出が必要なときなど。	身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、視覚の障害を有する者。		無料。

図表2 ふれあいバス事業の仕組み



図表3 外出支援サービス事業の仕組み

